



**Q** 法定労働時間は1日8時間だと聞いたことがありますが、そもそも法定労働時間とはどのような意味ですか。また、法定労働時間

を超えて働くと賃金はどのようになるのでしょうか。

**A** 労働基準法では、会社は労働者を1日8時間、週40時間

(労働者10人未満の商業、接客系業、保健衛生業

は週44時間など一部例外あり)までしか働かせる

ことができません。こうした時間のことを法定労働時間といえます。しか



## 法定労働時間とは？

し、どうしてもそれ以上働いてもらう必要がある場合、会社は労働者の過半数代表者と時間外労働に関する労使協定(36協定)を締結することで、法定労働時間を超えて働かせることができます。この超えた時間を法定時間外労働といえます。

会社は、労働者に法定時間外労働をさせた場合、通常の1時間当たりの賃金額に25%以上の割増をした割増賃金を支払わなければなりません。ただし、定時以降にいわゆる残業をした場合であっても、その時間が法定労働時間を超えない

場合(1日5時間勤務の人が1時間残業した場合など)は、法定時間外労働にあらず、割増賃金の対象にはなりません。なお、大企業の場合、

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、通常の賃金の25%ではなく、50%以上の割増賃金で支払わなければなりません。こうした月60時間超の法定時間外労働に対する50%以上の賃金割増率は、令和5年4月1日以降、中小企業にも適用となります。詳しくは労働局監督課または各労働基準監督署までお問い合わせください。

鳥取労働局労働基準部監督課  
電話0857(29)1703